平成２９年（フ）第５３６８号
東京都世田谷区成城９丁目５―24
債務者　笹岡　英子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３９５号
東京都練馬区光が丘３丁目３－１―902
債務者　山田　素子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４００号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西28―710
債務者　大宮　勇治
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４０１号
東京都世田谷区千歳台５丁目１―10―103
債務者　篠原　優太
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４０５号
東京都杉並区南荻窪２丁目34―２―102
債務者　甲田佐智子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４０６号
東京都板橋区高島平９丁目１－６―1326
債務者　中山　進一
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４０８号
東京都練馬区小竹町２丁目58―11―102
債務者　大越こずえ
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４０９号
東京都大田区羽田６丁目18―６―103
債務者　中川　　孝
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４１０号
東京都江戸川区清新町１丁目１―24―507
債務者　伊藤　昌信
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４１１号
東京都江戸川区清新町１丁目１―24―507
債務者　伊藤　百恵（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４２４号
東京都新宿区西落合１丁目32―19―402
債務者　鳥越　恭子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４２６号
東京都杉並区堀ノ内２丁目18―15―107
債務者　森田今日子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４２８号
東京都中野区鷺宮３丁目40―５―203
債務者　黒岩　佑仁
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４２９号
東京都足立区一ツ家２丁目15―４―303
債務者　川口　京子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４３１号
東京都新宿区西早稲田３丁目６－６―901、住民票上の住所埼玉県富士見市関沢３丁目２―15
債務者　中谷　伊吹
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部